

執筆者紹介  
留萌消防組合留萌消防署  
庶務係  
**斉藤 佑亮**  
年齢:26歳  
消防士拜命:平成20年4月1日  
趣味:マリンスポーツ、ストリートダンス



# 実録! 救助事例

連載

シリーズ第5回は、大型車両同士の交通事故事例である。  
要救助者が複数いた場合は、どちらの要救助者を優先し、どのように救出するのか、  
状況に応じた判断が求められる。

## 第⑤回 トレーラーとトラックの正面衝突



写真1-1



写真1-2

### 1 発生日時及び発生場所

平成25年3月某日午前9時頃、小平町内の道路上(留萌消防署から約17kmの地点)にてトレーラー対トラックの正面衝突事故が発生した。事故当時の天候は曇り、気温は2.7度、路面は乾燥しているものの、一部アイスバーンが残っている状態であった。(写真1-1、1-2)

### 2 通報内容・出動隊

警察から、「トレーラー対トラックの交通事故の通報がありました。出動願います。また、詳細にあつては現在のところ不明です」との通報を受け、留萌消防署から救助隊1隊、救急隊1隊、支援隊1隊、小平消防署から消防隊1隊、救急隊1隊が出動した。



写真2

写真1-1 / 手前のシルバーの車両が単一トラック、奥のブルーとホワイトの車両がトレーラー。互いに運転席側が衝突し、事故の衝撃から単一トラックが路外へ逸脱している。  
写真1-2 / ふかんして見た事故の状況。  
写真2 / 車両の引き離しが不可であったため、活動スペースが狭隘。ドアの開放も思うように進まなかった。

### 3 出動途上・現場到着時の状況

出動途上、先着の小平消防隊から「トレーラーとトラックの正面衝突事故、キャビン内に要救助者各1名あり。ダッシュボード等に挟まれ、車外への救出が困難」との追加情報があった。通報段階で事故の詳細がわからなかったため、活動方針を話し合う上で有効な情報となった。

現場到着時、先着消防隊により車両固定等の2次災害防止措置、救急隊による2名の要救助者への酸素投与・頸部固定が行われていた。救助隊は現場状況の確認を行い、救急隊と協力して要救助者のトリアージを実施した。

要救助者は、トレーラーの方は意識清明で呼吸・脈拍ともに正常。主訴は右下腿部痛であった。トラックの方は意識清明で呼吸正常、脈拍100回。胸部痛と両下腿部痛を訴えていた。このため、重症度が高いと思われるトラックの要救助者から救助を開始した。



写真3-1

押し潰された車内。要救助者の足元や挟まれている状況の確認が困難であった。



写真3-2



写真3-3

写真3-2 / 救出完了時のドアの開放状況。隊員1名が進入できる程度までしか開放することができなかった。ここから足元に油圧スプレッダーを設定し、挟まれを解除した。  
写真3-3 / 運転席側から見た車内足元。足元に見えるオレンジ色のものは、要救助者の長靴。この部分の圧迫を解除し、長靴を脱がせるような形で足を抜いた。



写真4-1

トレーラーの運転席側の開放状況。トラックと同様に、押し潰されたキャビンにより開放に限界があった。ドアの隙間からスプレッダー設定を試みるも、手すりが邪魔をしていた。

#### 4 救助活動状況

活動スペース確保のため、救助工作車の織装ウインチにて、トレーラー側から車両の引き離しを試みるも、車輪がロックされた状態で動かず中断を余儀なくされた。ブレーキの作動も疑ったが、要救助者の足と押しつぶされたダッシュボードやハンドルにより足元の確認が出来なかった。また、事故車両が道路を塞いでおり、トラック側からの牽引も不可能なため、引き離しを断念し、現状のまま救助活動を開始した。(写真2)

##### ①トラックからの救出

比較的活動スペースの広いトラック助手席側からアプローチするも、資機材の設定スペースが無く断念した。運転席ドアを開放し、大型油圧救助器具にて要救助者の圧迫解除後、助手席側からバックボードを活用し車外へ救出した。(写真3-1、3-2、3-3)

##### ②トレーラーからの救出

要救助者は大腿部がダッシュボードに挟まれていた。圧迫を解除するため運転席ドアの開放を試みたが、十分な開放は出来なかった。挟まれている大腿部を確認したが、内装の手すりが活動の妨げとなり大型油圧救助器具が設定できなかったため、手すりを切断し除去。大型油圧救助器具(スプレッダー)を設定し、大腿部の圧迫を解除した上でバックボードを入れ、要救助者を車外へ救出した。(写真4-1、4-2、4-3、5)



写真4-2

同様の手すりが運転席側にも取り付けられており、これが変形し活動の障害となっていた。



写真4-3

トレーラーの要救助者はハンドル等への挟まれがなく、足元の解除のみであった。

#### 5 考察

本事例では、運転席が向かい合う形で衝突していた。また、車両の引き離しが不可能であったため、車両が接触した状態での活動となった。そのため、一方の車両の破壊活動を行うことにより、もう一方の車両の要救助者への圧迫が悪化しないよう注意しながら活動を行った。

活動中、車両のキャビン上や荷台で活動しなければならない場面もあり、転落防止措置(自己確保等)を行いながらの活動となった。また、トレーラーやトラックで積載物がある場合、荷崩れにより活動中の隊員の受傷、車両の動揺、活動スペースが狭まるなどの危険性が考えられるため、落下防止などの措置が必要である。

#### 6 おわりに

私が救助隊員を拝命し、約1年が経とうとしていた時期に本事例を経験した。この事例では、活動スペースの確保や資機材の選定、事故車両に対する資機材の使用法とその効果が、普段の訓練とは大きく異なっていた。事故の状況や時間経過などにより刻々と変化する現場の難しさを経験し、経験の少なさを改めて痛感したのを覚えている。

写真5



トレーラー、トラック共に助手席側は容易に開放・進入が可能であった。車外への救出は2名とも助手席側から行った。高低差があるため、車外への救出には人数が必要であった。